

マナーからルールへ 「なくそう! 望まない受動喫煙」

受動喫煙のない社会を目指して「健康増進法」が改正され、受動喫煙の防止のための取り組みが強化されます。

「受動喫煙」とは、本人は喫煙しなくても、周囲の人からのたばこの煙を吸わされてしまうことです。

「受動喫煙」はがんや呼吸器の病気、子どもの気管支ぜんそく、中耳炎などのリスクを高めます。国立がんセンターの研究では「受動喫煙」で年間約1万5000人の命が奪われていることが分かっています。

改正のポイントは

- 「望まない受動喫煙」をなくす
- 受動喫煙による健康への影響が大きき、子どもや病気の人などに特に配慮する

●施設、場所ごとに喫煙できない場所、喫煙できる場所を明らかにし、標識の掲示が義務付けられる

※20歳未満の人は喫煙エリアへの立ち入りが禁止になります。
※煙に有害物質が含まれるとして「加熱式たばこ」も規制対象です。



喫煙をする際は周囲の状況に配慮
(平成31年1月24日施行)

周囲に人がいない場所で喫煙をするよう配慮すること、子どもや患者等特に配慮が必要な人が近くにいる場所等では喫煙を控えるなど。

敷地内禁煙

(令和元年7月1日施行)

学校、病院・診療所、児童福祉施設、行政機関の庁舎など※の敷地内では禁煙となります。
※屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することは可。

原則、屋内禁煙

(令和2年4月1日施行)

*以外の多数の人が利用する施設では、原則として屋内禁煙となります。
※資本金が出資の総額が5000万円以下で客席面積100㎡以下の飲食店は経過措置として標識の掲示により喫煙可。
※たばこの煙の流出防止にかかる基準に適合すれば、各種喫煙室を設置することは可。

詳しい情報は厚生労働省ホームページをご覧ください。



問 保健福祉局健康推進課 ☎582・2018へ。

市民意識調査にご協力を

本市が取り組んでいる施策への評価などを調査するため、郵送によるアンケート調査を実施します。18歳以上の人から無作為に抽出した3000人に、アンケート調査票をオレンジ色の封筒で郵送します。調査票が届いた人は必要事項を記入の上、6月15日(土)までに返信をお願いします。問 広報室広聴課 ☎582・2527へ。



過去の調査報告書は、市のホームページ(アドレスは表紙参照)や図書館でご覧になれます。

健康づくり活動表彰の

受賞者を決定

本市では効果的な健康づくり活動に取り組む企業や地域団体などを表彰しています。平成30年度は以下の企業・団体を表彰しました。▼

問 保健福祉局健康推進課 ☎582・2018へ。

- 市長賞 Ⅱ 牧山まちづくり協議会、大蔵まちづくり協議会健康部会
- ▼ 優秀賞 Ⅱ 明治安田生命保険相互会社北九州支社、永大丸まちづくり協議会・健康づくり委員会、槻田第一自治区会、古前校区まちづくり協議会・健康づくり委員会
- ▼ 健康づくり活動賞 Ⅱ 北小倉響感健康体操クラブ、北九州市食生活改善推進協議会、ハッピーブレインクラブ
- 北九州 with 大門薬品。



▲平成30年度の受賞者

下水の逆流を防ぐ対策「水のうの設置」

豪雨への備えについて

浸水に備えるための対策「排水路の確保」

水のうで逆流防止

ビニール袋に水を入れた水のうを置くと、逆流を抑える効果があります。



※注意 急激な水位の増加により下水が逆流することがあります。

○落ち葉やごみで雨水升がふさがれていると、敷地や道路が冠水する恐れがあります。雨水升上の落ち葉などの清掃にご協力ください。

皆さんにお願いしたいこと



側溝や雨水升に、落ち葉やごみを捨てないでください。



住民による側溝の清掃

みんなで安全なまちをつくらう!



上下水道局のマスコットキャラクター「スイッピー」

問 上下水道局下水道計画課 ☎582・2480へ。